

# 「令和8・9・10年度福島区課外学習事業(TERACO)」に関する協定書

## にかかる令和8年度細則

### 1 事業の名称

本事業の名称は「令和8・9・10年度福島区課外学習事業(TERACO)」とする。

ただし、受講者募集用のチラシ等の広告物には、本事業の愛称である『TERACO(テラコ)』を使用する。

### 2 事業の目的

福島区内の小学5・6年生及び中学生を対象に、基礎学力の向上等、子どもの習熟に応じた学力向上及び学習習慣の形成を図るため、課外学習事業を実施する。

### 3 事業の実施方針

乙は、各学年、各受講者の習熟度に合わせた教材や課外授業により、学力向上及び学習習慣の形成に資する指導を行うこと。この指導は、少人数制個別指導を基本とする。

### 4 事業の内容

乙は、事業の実施方針及び下記の(1)～(8)をふまえて、事業の企画及び運営を行う。

#### (1)指導教科

小学5・6年生は国語・算数、中学生は数学・英語とする。

#### (2)対象者

福島区内在住の小学5・6年生及び中学1年生から3年生

#### (3)定員

会場(NORB DENCE 福島区民センター301会議室)の定員が54名のため、1コマ45名を定員とする。

#### (4)企画について

乙は、企画提案書(別添のとおり)に基づき、基礎学力の向上等、子どもの習熟に応じた学力向上及び学習習慣の形成を目指した課外授業を誠実に履行する。

なお、企画提案書の内容と協定書及び本細則の内容に相違がある場合には、協定書及び本細則の内容に沿って、誠実に履行する。

乙が実施する課外授業の内容は、文部科学省が告示する現行の「小学校学習指導要領」及び「中学校学習指導要領」を指針としつつ、受講者の習熟度に柔軟に対応させた指導内容とする。

#### (5)課外授業の実施・運営について

乙は、企画提案書にて掲げた事業内容に基づき、事業実施体制(人材確保、講師の体制、個人情報の取扱い方法等)・計画表(スケジュール等)作成等の目的達成に向けた運営を実施する。

#### (6)課外授業における受講者の保険について

乙は、受講時における受講者の事故について対応できる保険に加入する。

#### (7)検証業務について

乙は、受講者へのアンケート等によるニーズ・傾向等の分析と検証を実施する。アンケートは、令和8年度における事業開始時、事業終了直前の2回を行い、内容や実施時期については、事前に甲と調整する。乙は、アンケート実施ごとにすみやかに集計を行い、結果を甲に報告する。

#### (8) 学習環境

受講者が効率的に学習を進めることができるように、企画提案書で提案した場合はオンライン学習等、ICT教材を取り入れた内容とすること。使用する教材に関しては、自社商品に限るものではない。但し、実施会場におけるWi-Fi等インターネット環境については甲からは提供しない。

### 5 受講者の募集

- (1)受講者募集にかかる募集チラシ等の広報物は乙が作成する。その作成内容・配付方法については事前に甲と調整を行う。甲は乙が作成した募集チラシが区内の小学5・6年生及び中学生に広く行き渡るように協定期間中複数回協力する。協力回数や方法等は協定締結後、甲乙で協議し決定する。
- (2)乙は、受講希望者の申込みが混雑しないような申込手法によって受講者を募集する。また、募集の前に手法・期間について、甲と調整する。
- (3)乙は、受講者又はその保護者に対し、本事業外で実施されている塾事業や課外授業等の学習指導事業（乙以外が経営しているものも含む）へ能動的に勧誘することを一切禁止する。ただし、事前に甲と協議を行い、書面によりその承諾を得ている場合においてはこの限りでない。前述の能動的に勧誘することとは、乙が受講者又はその保護者に対し、本事業外での塾事業や課外授業等の学習指導事業へ積極的に勧誘することを表している。受講者又はその保護者からの学習指導にかかる相談に応じて本事業外での学習指導事業を紹介することについては、相談者がその取捨選択について決定でき、かつ心理的な圧迫感を伴わないものである限り、能動的な勧誘とみなさない。

### 6 受講料の取扱いについて

- (1)乙は、受講料（月額小学5・6年生の受講料月額5,000円（税込み）以下、中学生の受講料月額10,000円（税込み）以下（教材費含む））の範囲内で可能な限りの指導内容を構築して本事業を実施する。本受講料は本細則の有効期間中は同一額とする。
- (2)本事業の受講にあたっては、受講者が「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されているバウチャー（習い事・塾代助成カード）による受講料の支払を乙が可能とすること。

### 7 事業の実施期間及び課外授業の開講期間

本事業の令和8年度実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。  
課外授業の開講期間も同期間とする。

### 8 令和9年度の工程表について

協定書5条に定める令和9年度工程表について、乙は令和9年度分の実施日程を令和9年3月10日まで甲に提出する。

### 9 事業実施場所

乙が行う課外授業の会場は下記の施設を使用する。

NORB DENCE 福島区民センター 301会議室（301会議室が利用できない場合は、302会議室）  
(大阪市福島区吉野3丁目17番23号)

休館日：年末年始（12月29日～1月3日）及び条例が定める臨時の休館日

ただし上記会場が使用できない場合は事前に調整のうえ福島区庁舎会議室にて実施する。

## 10 会場の使用について

### (1) 規定の遵守

NORBDENCE 福島区民センター会議室で課外授業を実施するため、会場の使用については施設管理者の指示に従い、大阪市区役所附設会館条例・大阪市区役所附設会館条例施行規則・ご利用時の注意事項を遵守すること。

- ・大阪市例規

<http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html>

- ・NORBDENCE 福島区民センターホームページ

<https://www.osakacomunity.jp/fukushima-center/>

### (2) 会場使用料

免除

### (3) 会場使用可能時間

NORBDENCE 福島区民センターの利用可能日時が月曜及び金曜の 13 時から 21 時 30 分である。また、小学 5・6 年生及び中学生が通塾しやすい時間を考慮し、実施時間は小学 5・6 年生については 16 時 30 分から 18 時 30 分の間で 1 時間、中学生は 19 時から 21 時の間で 2 時間を基本とする。(終了時間は 21 時 30 分までの範囲で実施すること)。

### (4) 使用スケジュールの報告

乙は、使用スケジュールについて、あらかじめ各年度の事業開始前に年間の会場使用スケジュールを作成して甲に提出すること。また、当スケジュールを変更する必要がある場合は、原則として使用月の前月の 15 日までに、翌月のスケジュールを甲に報告し、必要に応じ甲と乙で日程について調整する。

### (5) 使用時間の変更

本事業の協定の締結後に、会場のある施設における行事予定等により本事業実施期間において(3)の曜日・時間帯が変更になる可能性があるが、その場合は甲、乙で協議を行う。

### (6) 教材・備品の保管

甲は教材・備品を常時保管する設備を用意しない。ただし、施設管理者との調整次第で対応できる場合があるので、乙が必要と判断する場合は、施設管理者と調整すること。その場合は、事前に調整する旨、甲に報告すること。

## 11 事業計画及び実施方法並びに事業の実施報告

(1) 乙は、令和 8 年度の事業実施にあたって、事前に甲と調整の上、事業実施にかかる計画書を作成する。

(2) やむを得ない事情により、当初に設定した日程で開講できない日が発生した場合は、乙は甲と適宜調整を行うこと。ただし災害が発生した場合は、本細則 12 に従う。

(3) 乙は、毎月の実施内容について、翌月の 10 日までに月例報告書(実施日別の受講者の出欠状況及び講師人数がわかるもの)として甲に提出する。

(4) 乙は、令和 8 年度事業終了後は、令和 9 年 4 月 15 日を目途に、収支明細(企画提案における経費内訳書と同じ様式とする)及び事業成果を明記した事業実施報告書を提出する。

## 12 災害時における対応について

災害発生時においては、乙は、当初に設定した日程で開講ができないと判断した場合、すみやかに甲に連絡し、対応を調整する。

災害が開庁時間外に発生したため、乙が甲に連絡が取れない場合においては、開講するか否かの判断は乙が行う。この場合、乙は連絡が取れる状況になりしだいすみやかに甲に事後報告を行い、以後の対応について調整を行う。

### 13 個人情報の取扱い

乙は、下記の(1)～(12)をふまえて、本事業において収集した個人情報及び事業に係る全てのデータ（以下「個人情報等」という。）について細心の注意をもって管理し、漏えい、滅失、き損、紛失等（以下『漏えい等』という。）が生じないよう事業を実施する。

(1) 乙は、個人情報等については本事業目的の範囲内で利用し、第三者には提供しない。

ただし、甲の書面による承諾があればこの限りではない。

(2) 乙は、甲から提供された資料、貸与品等及び事業を行う上で得られた乙の保有する記録（光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有する全ての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理する。

(3) 乙は、記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理する。

(4) 乙は、記録媒体等について、協定期間終了後は、個人を特定できる情報及びデータについて速やかに廃棄、消去又は返却等を行い、甲へ報告を行う。

(5) 乙は、オンライン学習等を利用する際には、サーバーやクラウド等に保存されるアカウント登録等で本名の使用を避けることを受講者に認める等により個人情報等の流出が生じないような仕組みを構築するよう努める。

また、甲及び乙は、本事業従事者がSNS等において受講者等の個人情報等を流出させないよう、特に留意すること。本事業従事者と受講者との間でSNSに関わる情報の授受は、甲が乙との協議の上で認めたものを除き、一切行わない。

(6) 乙は、甲が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

(7) 乙は、自己の事業従事者その他関係人について、(1)～(6)の内容を遵守させるために必要な措置を講じる。

(8) 乙は、個人情報等の他、この協定の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(9) (1)～(8)に定めた内容は、この協定が解消した後もしくは有効期間が満了した後においても、同様とする。

(10) 甲は、乙の個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、乙に対し改善を求めるとともに、甲が乙の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで事業を中止させることができる。

(11) 乙は、事業を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、乙から複製についての同意にかかる依頼の書面が甲に提出され、甲がこれに書面によって同意を行った場合はこの限りでない。

(12) (11)ただし書に基づき作成された複写複製物については、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等原本と同様に管理すること。

### 14 個人情報等の保護状況に関する検査の実施

(1) 甲は、必要があると認めるときは、乙の個人情報等の保護状況について立入検査を実施する。

(2) 乙は、甲の立入検査の実施に協力する。

(3) (1)の立入検査の結果、乙の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、甲は乙に対し、その改善を求めるとともに、乙が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、事業を中止させることができる。

### 15 安全管理措置にかかる事実の公表

(1) 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項に規

定する適切な措置を講じていないと認めるときは、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

(2)甲は、(1)に定めるもののほか、事業に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

## 16 一般的損害

事業の完了前に、事業を行うにつき生じた損害（本細則 16(1)(2)(3)に定める損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（保険によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

## 17 第三者に及ぼした損害

(1)事業の実施に伴い第三者に及ぼした損害については(3)に定めるものを除き、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

(2) (1)の定めにかかわらず、(1)にて規定する賠償額（保険によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。同じく、NORBDENCE 福島区民センター指定管理者の指示、貸与品の管理状況など、NORBDENCE 福島区民センター指定管理者の責めに帰すべき事由により生じたものについては当該指定管理者がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲及び NORBDENCE 福島区民センター指定管理者の指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(3)事業を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担しなければならない。ただし、事業を行うにつき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

(4) (1) (2) (3)の場合その他事業を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たる。

## 18 光熱費の負担について

(1)協定書及び本細則における光熱費とは、本細則 9 に定める会場を使用する際に生じる照明及び空調機器の使用に応じた費用とする。

(2)甲は光熱費の負担を、乙に求めない。

## 19 細則の有効期間

本細則にて定めるすべての事項について、特に定めがない場合は令和 9 年 3 月 31 日まで有効とする。ただし、協定書の実施期間が変更された場合に変更後の期間の末日が令和 9 年 3 月 31 日以前の日となる場合はその日まで有効とする。

## 20 その他

本細則に定めのない事項については、その都度、甲と乙において適宜協議又は調整を行い、決定する。

本細則の締結を証するため、細則書面 2 通を作成し、甲及び乙の代表者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪市協定担当者  
大阪市福島区大開 1 丁目 8 番 1 号  
大阪市福島区長

乙 協定事業者